

第11章 施策の実施計画の策定・実施

1 施策の実施計画

史跡キウス周堤墓群の適切な保存、活用、整備のため、実施すべき施策の項目を定め、それらの実施期間を示す（表14）。整備工事完了までの期間を短期（おおむね5年）、それより後の期間を中長期とする。

(1) 保存

第7章第2節で示した日常的な維持管理等を行いながら、遺構など史跡の本質的価値を構成する要素の保存を行う。また、中長期においては整備事業で設置した施設等の保存管理が必要となる。

本質的価値を構成する要素と同一・同等の要素の所在が確認されている保護を要する範囲において、土地所有者の同意が得られた場合には、追加指定を視野に入れた遺構及び範囲の概要を把握するための発掘調査等を実施する。

(2) 活用

これまでの暫定的な整備に加え、速やかに駐車場の拡充整備を実施し、交通計画・動線計画を策定して、史跡の公開活用を図ることとする。整備工事中には、状況に応じた活用を展開し、整備後には史跡地で行う活用を再開する。

史跡地外において行う活用については、千歳市埋蔵文化財センターを拠点に継続的に実施するとともに、市民等と連携し、多彩な活用が行われるよう図る。特に、今後も調査研究は継続して進めるため、新たな成果を盛り込んだ活用を行う。中長期では整備事業で史跡隣接地に設置したガイダンス施設等での活用を併せて行う。

(3) 整備

整備事業については、史跡キウス周堤墓群整備基本計画を策定した上で、続く基本設計及び実施設計に従って進めていくことを基本とするが、世界遺産登録が実現し、来訪者が大勢訪れることも予測されることから、状況に応じ、迅速に対処していくこととする。その際、中長期の施策を十分踏まえることが重要であることから、有識者等からなる委員会等に意見を求めつつ進めることとする。

表14 施策実施計画総括表

区 分	項 目	短期施策	中長期施策
保存管理	・遺跡の日常的な点検、維持管理、災害時の臨時的な点検	●	○
	・出土遺物の管理台帳作成、展示・収納保管の実施	●	○
	・史跡追加指定（必要と認められる場合）	○	○
	・史跡等公有化の実施		○
活用	・史跡キウス周堤墓群の調査・研究	●	○
	・解説書、パンフレット等のガイドツールの作成	●	
	・校外授業の受入、出前授業の実施	●	○
	・ガイドの育成	○	
	・史跡見学会、体験プログラムの実施	●	○
整備	・整備基本計画の策定	○	
	・整備基本設計の策定	○	
	・整備実施設計の策定	○	
	・整備工事	○	
	・整備に伴う発掘調査（必要と認められる場合）	○	
	・誘導看板等の充実	○	
運営体制	・庁内関係各課による連絡会議の実施	●	○
	・市民との協働体制の継続	●	○

●：実施中（一部含む）